

報告 2

2025年4月2日

第505回理事会

役員退職手当に係る業績勘案率の決定について

役員退職手当に係る業績評価委員会は、役員退職手当規程第3条の規定に基づき第498回理事会において委員を選任の上、2025年3月6日に同委員会を開催し、同年3月末に理事を退任した寺島一希氏の役員退職手当に係る業績勘案率を「1.5」と決定したことを報告する。

以上

【添付資料】

別紙 役員退職手当に係る業績評価委員会 議事録

※ 別紙は情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき、外部秘に該当するため非公表とする。

【参考】役員退職手当規程（抜粋）

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、常勤役員が退職した日又は解任された日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎とし、これに理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額にさらに100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第6条第1項後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の基本額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎とし、これに委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額にさらに100分の83.7を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transistor Operators, JAPAN